

【基本施策】

8. 幼児教育を充実する

【基本方針】

保育所（園）・幼稚園における幼児教育は、基本的な生活習慣や食生活の形成、規範意識の育成などの課題に対して大変重要な役割を担っています。そこで、子どもが健やかに育ち、元気で就学していくために、家庭との連携による食育の推進や遊びのなかで基本的な生活習慣の定着、園外活動による体力増進に努めながら、小学校との交流事業の充実を図ります。

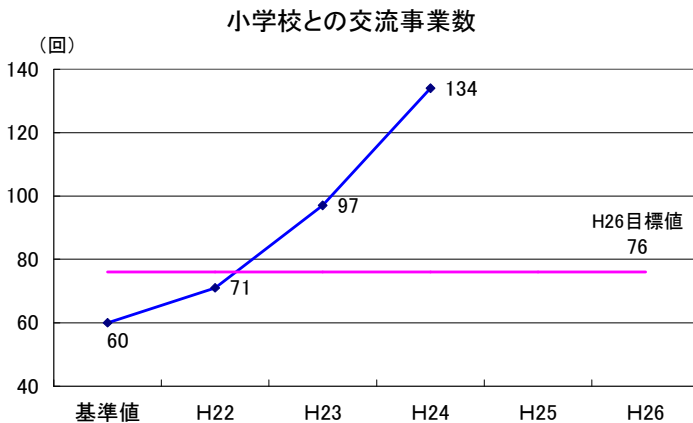
また、幼児期の教育は、園（所）と家庭・地域での教育とが一体となることでより有効なものとなり、小学校への移行がなめらかに行えることから、地域の幼児が気軽に遊びに来られるよう、保育所（園）・幼稚園が地域に開かれた施設となるよう事業を進めます。

さらに、豊地区においては、本市で初めてとなる認定こども園「(仮称) ゆたかこども園」の平成23年度開園に向けて準備を進めており、今後も幼保一元化については、国の動向を踏まえさらなる検討をしていきます。他の幼稚園においても、教育相談や預かり保育、そして、子育て支援センターとしての役割も果たしながら、家庭や地域を支援していきます。

【実施施策】

◇幼児教育の充実

【施策成果指標】



就学前教育の充実を図るための指標として、運動会や小学校行事への参加、幼稚園行事への児童の招待等の交流回数の増加を目指します。

【構成事務事業の達成ランクおよび方向性】

基本施策	構成事務事業の状況											
	H24 ランク				H26 方向性							
	A	B	C	小計	事務改善	内容拡大	内容縮小	維持	終了	廃止休止	統合	小計
幼児教育を充実する	7	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7
幼児教育の充実	7	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7

これまでの取組み成果

小学校への円滑な就学を図るために、運動会や学習発表会などの学校行事や読み聞かせなどによる幼稚園児と小学校児童との交流を深める事業に取り組んだ。

また、地域に開かれた幼稚園として、未就園児を対象に園開放事業「遊びにおいで」を実施し、地域の子育て支援に努めた。

今後の課題

地域の人が安心して子どもを預けられる幼児教育施設として、施設整備や必要な支援員を配置し、幼児教育の充実を図る必要がある。

今後の施策展開

安全で快適な幼児教育環境を整備するため、施設の維持補修や改修を計画的に実施するとともに、3歳児保育や気がかりな幼児に対する支援員の配置に努め、地域の人が安心して子どもを預けられる幼児教育施設として充実を図っていく。

【総合評価】

A 政策目標に向けて高いレベルで推移している。

B 政策目標に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

C 政策目標に向けてあまり順調ではなく、一層の努力が必要である。

D 政策目標の達成には程遠く、全体的な努力が必要である。

〈H24 総合評価：A〉